

熊本県公報

第12912号
令和2年(2020年)
3月31日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 熊本県の海洋生物資源の保護及び管理に関する計画…………… (水産振興課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 5
- 制限区域の一部変更 (八代港) …………… (港湾課) 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 8
- 道路の供用開始…………… (") 8
- 道路の供用開始…………… (") 8
- 熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部改正…………… (会計課) 9
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (") 11
- 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正…………… (") 11
- 収納代理金融機関 (郵便貯金銀行に限る。)の名称及び位置の一部改正…………… (") 14
- 熊本県収納代理金融機関 (郵便貯金銀行に限る。)事務取扱要領の一部改正…………… (") 15
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 18
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 19
- 道路の供用開始…………… (") 20
- 介護医療院の新規指定…………… (高齢者支援課) 20
- 軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部改正…………… (") 20
- 熊本県公共工事請負契約約款の一部改正…………… (監理課) 22
- 熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部改正…………… (") 26

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 30
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 31
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 31
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 31
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 31
- 道路の位置の指定…………… (") 31
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 32
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 32
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 32
- 基本測定の終了…………… (監理課) 32
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 33
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 33
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 33
- 阿蘇都市計画下水道の変更 (阿蘇市決定) …………… (都市計画課) 33
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 34
- 熊本県医師確保計画及び熊本県外来医療計画の策定…………… (医療政策課) 34
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録…………… (森林整備課) 34

登 載 依 頼

- 熊本県病院局組織規程の一部を改正する規程…………… (病院局総務経営課) 34
- 熊本県病院局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程…………… (") 34
- 熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… (") 35
- 熊本県病院局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (") 35
- 熊本県監査委員監査規程を廃止する規程…………… (監査委員事務局) 35
- 熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程…………… (") 35

告 示

熊本県告示第264号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 (令和元年 (2019年) 熊本県告示第197号) を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年 (2020年) 3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全で安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

今後とも、本県の水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

我が国の周辺水域における海洋生物資源については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にとどまっている資源や悪化している資源もみられる。本県の海域における海洋生物資源についても同様の傾向がみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このようなことから、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じたところであり、この結果、地先の資源を中心に多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第3条第1項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。）により決定された漁獲可能量（法第2条第2項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。）の都道府県別の数量について、次の方針により適切な措置を講じることとする。

(1) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源（法第2条第6項に規定する「第一種特定海洋生物資源」をいう。以下同じ。）の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

(2) 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(3) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来資源管理型漁業等を推進していくこととする。

(4) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第13条第2項の規定に基づく協定制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の平成31年（2019年）の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】
平成31年（2019年）1月から令和元年（2019年）12月まで 若干

【まいわし】
平成31年（2019年）1月から令和元年（2019年）12月まで 若干

【まさば及びごまさば】
令和元年（2019年）7月から令和2年（2020年）6月まで 若干

(2) 第一種特定海洋生物資源の令和2年（2020年）の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】
令和2年（2020年）1月から令和2年（2020年）12月まで 若干

【まいわし】
令和2年（2020年）1月から令和2年（2020年）12月まで 若干

【まさば及びごまさば】
令和2年（2020年）7月から令和3年（2021年）6月まで

※上記さば類の管理量については管理対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源（まあじ、まいわし、まさば及びごまさば）の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

また、中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとする等、従来と同様の操業規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実及び強化をさらに進めることとする。

(2)海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(別添1)

熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画
第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第6管理期間)

令和2年(2020年)3月31日公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業、曳縄漁業や定置網漁業を中心に、東シナ海において漁獲されており、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について熊本県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	3.5トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	6.0トン

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、期間別の数量に関する事項

- 1 本県における第6管理期間（令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日まで）中の期間別の数量は、下表のとおりとする。

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本県の漁獲可能量	3.5トン	6.0トン
うち令和2年（2020年）	4月から6月	1.5トン
	7月から9月	1.5トン
	10月から12月	1.5トン
	令和3年（2021年）	1.5トン
1月から3月	0.4トン	1.5トン

注 上表の期間別の数量から同期間の漁獲量を差し引いた数量を、次の期間別の数量に加えるものとする。

- 2 本県の採捕の数量が、採捕の期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 緊急報告体制について
(1)各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
--------	------	------

天草漁業協同組合	・ 定置網漁業	・ 1か統当たり100キログラムを超える量の採捕
	・ 釣り漁業 ・ 曳縄漁業	・ 1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
水俣市漁業協同組合	・ 曳縄漁業	・ 1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

(2)(1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者・漁業協同組合の段階	本県
天草漁業協同組合	・ 各漁業者は、支所長に電話連絡	・ 漁協（参事/支所長）は本県水産振興課にメール又はFAX連絡
水俣市漁業協同組合	・ 各漁業者は、参事に電話連絡	・ 本県は送信者に受信連絡

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。
 ※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

(3)(1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に、直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置網漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・ 県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。
釣り漁業 曳縄漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・ 県の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。

(4)本県は、小型魚若しくは大型魚別に1日1.0トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。
 ア)本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
 イ)また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

(5)本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。
 ア)本県の採捕の数量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
 ・くろまぐろをとることを目的とした操業は自粛する。
 ・生存個体はすべて放流する。
 ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるため1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。
 ・これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

2 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

(1)本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

(2)特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、

本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

本県の採捕の数量が第2又は第3の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは、当該期間別ごとに採捕の停止命令をする。

なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。

我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令(法第10条関係)が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、当該都道府県の水面での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

2 第6管理期間までの超過分の差引等について

小型魚の第2管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限として、第3管理期間から10年間にわたって分割して差し引くこととしている。

	超過量合計	第3管理期間期首の差引き量	第4管理期間期首の差引き量	第4管理期間の残量による差引き量	第5管理期間期首の差引き量	第5管理期間の残量による差引き量	第6管理期間期首の差引き量	第7管理期間以降の差引き量合計
第2管理期間超過分	3.4 トン	0.3 トン	0.3 トン	0.7 トン	0.3 トン	1.4 トン	0.3 トン	0.1 トン

熊本県告示第265号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡甲佐町大字上揚字山王404番から406番まで、408番から410番まで、433番から436番まで、字水上613番1(次の図に示す部分に限る。)、601番1、615番、642番1、645番1、645番2、647番、648番、649番1、649番2、649番14、650番、651番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山王405番・408番・410番・433番・434番(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、409番、字水上613番1・615番・642番1・645番1・645番2・647番・648番・649番1・650番(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

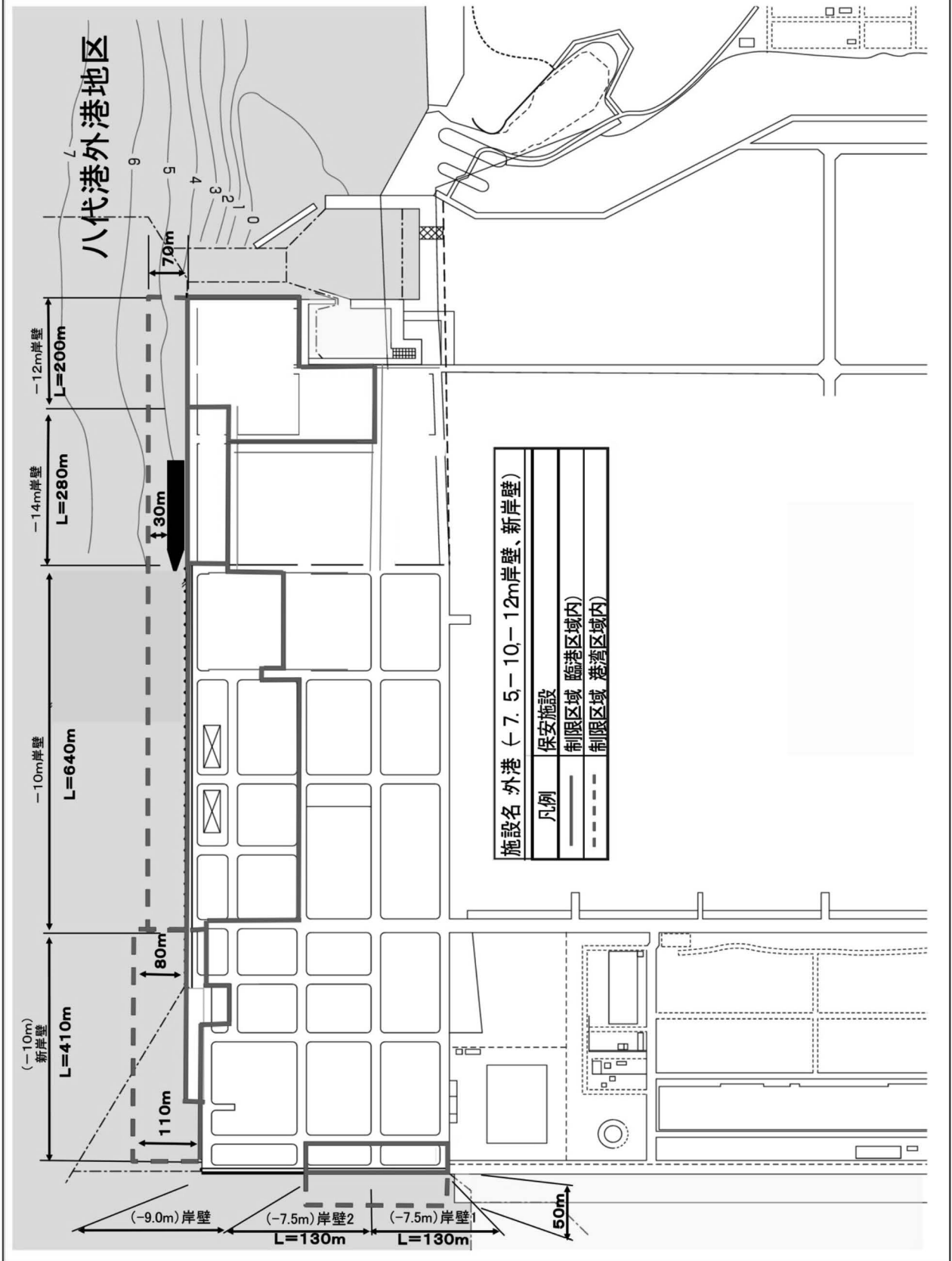
熊本県告示第266号

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第10条の2第1項の規定により平成16年熊本県告示第1080号で設定した制限区域の一部を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年（2020年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更する臨港地区内制限区域
八代市新港町一丁目及び二丁目のそれぞれの一部



熊本県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	錦湯前線	球磨郡錦町大字一武字今別府 2738番1地先から 球磨郡錦町大字一武字野里原 2176番224地先まで	前	21.7 ～ 31.1	1912.0	道路区域からの除外
				5.1 ～ 19.1	1912.0	
			後	21.7 ～ 31.1	1912.0	

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）3月31日

熊本県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年（2020年）3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字寺迫 916番1地先から 同所 919番7地先まで	50.0	社会資本整備総合交付金

2 供用を開始する期日 令和2年（2020年）3月31日

熊本県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年（2020年）3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	天草市魚貫町浦越 2908番39地先から 同所 2914番地先まで	150.0	活力創出基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和2年（2020年）3月31日

熊本県告示第270号

昭和60年3月27日熊本県告示第271号の10（熊本県指定金融機関事務取扱要領）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式

収 納 金 集 計 票

収 納 日
年 月 日

(自店)

収納方法	件 数	金 額
窓 口 収 納	件	円
口 座 振 替	件	円
合 計	件	円

(収納代理金融機関) 名称 :

収納方法	件 数	金 額
窓 口 収 納	件	円
口 座 振 替	件	円
合 計	件	円

(収納代理金融機関) 名称 :

収納方法	件 数	金 額
窓 口 収 納	件	円
口 座 振 替	件	円
合 計	件	円

(収納代理金融機関) 名称 :

収納方法	件 数	金 額
窓 口 収 納	件	円
口 座 振 替	件	円
合 計	件	円

(収納代理金融機関) 名称 :

収納方法	件 数	金 額
窓 口 収 納	件	円
口 座 振 替	件	円
合 計	件	円

(収納代理金融機関) 名称 :

収納方法	件 数	金 額
窓 口 収 納	件	円
口 座 振 替	件	円
合 計	件	円

(合 計)

収納方法	件 数	金 額
窓 口 収 納	件	円
口 座 振 替	件	円
合 計	件	円

熊本県指定金融機関
(名 称)

備考 この様式によらない場合は、別途知事の承認を受けるものとする。

附 則

この要領の施行の際現に存する改正前の熊本県指定金融機関事務取扱要領に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県告示第271号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、表1の玉名市大浜町農業協同組合及び商工組合中央金庫熊本支店の項の改正規定は令和2年4月1日から、南日本銀行玉名支店の項の改正規定は令和2年4月13日から施行する。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表1玉名市大浜町農業協同組合の項及び商工組合中央金庫熊本支店の項を削り、南日本銀行玉名支店の項中「玉名市繁根木543番地」を「熊本市中央区下通一丁目7番20号」に改める。

熊本県告示第272号

昭和60年3月27日熊本県告示第271号の11（熊本県収納代理金融機関事務取扱要領）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。ただし、肥後銀行本店の項の改正規定（「西日本シティ銀行熊本支店」を「西日本シティ銀行熊本営業部」に改める部分に限る。）は平成27年12月7日から適用する。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

別表第1肥後銀行本店の項中「西日本シティ銀行熊本支店」を「西日本シティ銀行熊本営業部」に改め、「商工組合中央金庫熊本支店」を削り、「長崎銀行熊本支店」の次に「南日本銀行玉名支店」を加え、肥後銀行玉名支店の項中「玉名市大浜町農業協同組合」及び「南日本銀行玉名支店」を削る。

別記第4号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記第4号様式

収 納 金 日 集 計 表		第 号
収納方法	件 数	金 額
窓口収納	件	円
口座振替	件	円
合 計	件	円
収 納 日		払 込 日 (送 付 日)
年 月 日		年 月 日

上記のとおり収納しました。

熊本県収納代理金融機関
(名 称)

備考

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5とする。

別記第5号様式

収 納 金 日 集 計 払 込 書 第 号

収納方法	件 数	金 額
窓口収納	件	円
口座振替	件	円
合 計	件	円

収 納 日	払 込 日 (送 付 日)
年 月 日	年 月 日

上記のとおり収納したので払い込みます。

熊本県指定金融機関 熊本県収納代理金融機関

株式会社肥後銀行 (名 称)

(名 称)様

熊本県収納代理金融機関

(名 称)様

取扱印

備考

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5とする。

記第6号様式

収 納 金 日 集 計 領 収 書 第 号

収納方法	件 数	金 額
窓口収納	件	円
口座振分	件	円
合 計	件	円

収 納 日	払 込 日 (送 付 日)
年 月 日	年 月 日

上記のとおり領収しました。

熊本県指定金融機関
株式会社肥後銀行
(名 称)

熊本県収納代理金融機関
(名 称)



熊本県収納代理金融機関
(名 称)様

備考

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5とする。

附 則

この要領の施行の際現に存する改正前の熊本県収納代理金融機関事務取扱要領に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県告示第273号

平成10年1月7日熊本県告示第1号（収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）の名称及び位置）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

備考2中「自動車税」の次に「並びに母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（以下「母子福祉資金貸付金等」という。）の償還金」を加える。
 備考3中「取扱う公金の範囲は、」の次に「窓口収納又は口座振替による母子福祉資金貸付金等の償還金、」を加え、「母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金、」を削り、「並びに県立技術短期大学校入学料」を「及び県立技術短期大学校入学料」に改める。

熊本県告示第274号

平成10年3月9日熊本県告示第168号（熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。
 令和2年3月31日

第4条中「収納できる公金は、」の次に「窓口収納又は口座振替による母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金、児童保護費負担金」を加え、「母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金、並びに県立技術短期大学校入学料」を「県立技術短期大学校入学試験手数料及び県立技術短期大学校入学料」に改める。
 別記第4号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記第4号様式

収 納 金 日 計 (集 計) 表		第 号
収納方法	件 数	金 額
窓口収納	件	円
口座振替	件	円
合 計	件	円
収 納 日		払 込 日 (送 付 日)
年 月 日	年 月 日	

上記のとおり収納しました。

熊本県収納代理金融機関
(名 称)

備考

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5とする。

別記第5号様式

収 納 金 日 計 (集 計) 払 込 書		第 号
収納方法	件 数	金 額
窓口収納	件	円
口座振替	件	円
合 計	件	円
収 納 日		払 込 日 (送 付 日)
年 月 日		年 月 日
上記のとおり収納したので払い込みます。		
熊本県指定金融機関 株式会社肥後銀行 (名 称)様	熊本県収納代理金融機関 (名 称)	取扱印 <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>
熊本県収納代理金融機関 (名 称)様		

備考

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5とする。

別記第6号様式

収 納 金 日 計 (集 計) 領 収 書		第 号
収納方法	件 数	金 額
窓口収納	件	円
口座振分	件	円
合 計	件	円
収 納 日		払 込 日 (送 付 日)
年 月 日		年 月 日

上記のとおり領収しました。

熊本県指定金融機関 株式会社肥後銀行 (名 称) 熊本県収納代理金融機関 (名 称)	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">領収印</div>	熊本県収納代理金融機関 (名 称)様
--	--	-----------------------

備考

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5とする。

附 則

この要領の施行の際現に存する改正前の熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県告示第275号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）6月1日熊本県告示第441号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）7月31日熊本県告示第614号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）8月28日熊本県告示第683号（造成宅地防災区域の指定）、平成

30年(2018年)10月5日熊本県告示第774号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)11月26日熊本県告示第989号(造成宅地防災区域の指定)、平成31年(2019年)2月8日熊本県告示第88号(造成宅地防災区域の指定)及び平成31年(2019年)3月26日熊本県告示第307号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 中鶴地区②
菊池郡大津町大字杉水字中鶴2422番1、2422番2
- 2 山の上地区③
菊池郡大津町大字外牧字山の上1266番1、1266番2、1267番2、1268番2、1269番、1266番1地先の道
- 3 小谷地区①
菊池郡大津町大字杉水字小谷742番10、742番12、742番14
- 4 新田地区②
菊池郡大津町大字吹田字新田310番1
- 5 霞鶴地区①
菊池郡大津町大字外牧字霞鶴56番1、56番2
- 6 御願所地区②
菊池郡大津町大字矢護川字御願所2451番1、2451番5、2451番10
- 7 上尾迫地区⑨
菊池郡大津町大字大林字上尾迫1097番2
- 8 居屋敷地区⑦
菊池郡大津町大字大林字居屋敷379番1、376番、376番2、379番2
- 9 向村地区①
菊池郡大津町大字真木字向村301番2、302番
- 10 西道免地区③
菊池郡大津町大字室字西道免1999番1
- 11 松古閑地区⑦
菊池郡大津町大字大津字松古閑1004番1、1007番1
- 12 上後迫地区①
菊池郡大津町大字古城字上後迫746番1、748番
- 13 上池鶴地区②
菊池郡大津町大字吹田字上池鶴486番2、488番1
- 14 長迫地区⑤
菊池郡大津町大字錦野字長迫594番、598番、599番2

(「その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第276号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字福富 808番3地先から 同所 807番2地先まで	51.4	社会資本整備総合交付金
-------	-------	---	------	-------------

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)3月31日

熊本県告示第277号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市深海町字前田 2262番1地先から 同所 2337番1地先まで	74.0	活力創出基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)3月31日

熊本県告示第278号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護医療院)

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護医療院 松本内科・眼科 天草市久玉町5716-6	医療法人社団孔和会	令和2年(2020年) 4月1日

熊本県告示第279号

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程(平成21年熊本県告示第168号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号アの表中「129,900」を「130,600」に、「87,100」を「87,600」に、「76,200」を「76,600」に、「67,800」を「68,200」に、「57,300」を「57,600」に、「54,200」を「54,500」に、「47,600」を「47,800」に、「47,000」を「47,200」に、「42,400」を「42,600」に、「40,800」を「41,000」に、「37,600」を「37,800」に、「38,100」を「38,300」に、「35,400」を「35,600」に、「34,100」を「34,300」に改め、同号イの表中「108,800」を「109,400」に、「73,000」を「73,400」に、「65,600」を「65,900」に、「59,400」を「59,700」に、「50,300」を「50,600」に、「48,200」を「48,400」に、「42,300」を「42,500」に、「42,400」を「42,600」に、「38,400」を「38,600」に、「37,100」を「37,300」に、「34,000」を「34,200」に、「34,800」を「35,000」に、「32,400」を「32,500」に、「31,300」を「31,400」に改め、同号ウの表中「134,400」を「135,200」に、「90,000」を「90,500」に、「85,200」を「85,700」に、「61,900」を「62,200」に、「57,200」を「57,500」に、「46,000」を「46,200」に、「38,600」を「38,800」に、「33,200」を「33,400」に、「29,300」を「29,400」に、「30,900」を「31,000」に、「27,900

0」を「28,000」に、「27,000」を「27,100」に、「24,800」を「24,900」に、「26,400」を「26,500」に、「24,700」を「24,800」に、「24,000」を「24,100」に改め、同号エの表中「92,000」を「92,500」に、「61,800」を「62,100」に、「64,200」を「64,500」に、「47,700」を「47,900」に、「46,700」を「46,900」に、「37,600」を「37,800」に、「31,500」を「31,600」に、「27,200」を「27,300」に、「24,000」を「24,100」に、「26,100」を「26,200」に、「23,700」を「23,800」に、「23,100」を「23,200」に、「21,300」を「21,400」に、「23,100」を「23,200」に、「21,600」を「21,700」に、「21,100」を「21,200」に改め、同条第2号アの表中「98,000」を「98,500」に、「65,700」を「66,000」に、「49,700」を「49,900」に、「46,400」を「46,600」に、「39,600」を「39,800」に、「39,000」を「39,200」に、「34,300」を「34,500」に、「30,500」を「30,600」に、「27,600」を「27,700」に、「27,300」を「27,400」に、「25,100」を「25,200」に、「26,700」を「26,800」に、「24,900」を「25,000」に、「24,200」を「24,300」に改め、同号イの表中「70,300」を「70,700」に、「47,200」を「47,400」に、「53,100」を「53,400」に、「40,500」を「40,700」に、「30,600」を「30,700」に、「24,800」を「24,900」に、「20,900」を「21,000」に、「18,100」を「18,200」に改め、同号ウの表中「32,500」を「32,600」に、「21,200」を「21,300」に、「26,500」を「26,600」に、「21,100」を「21,200」に、「17,600」を「17,700」に改め、同号エの表中「75,700」を「76,100」に、「50,900」を「51,200」に、「38,500」を「38,700」に、「37,600」を「37,800」に、「32,200」を「32,300」に、「32,600」を「32,700」に、「28,700」を「28,800」に、「25,600」を「25,700」に、「23,100」を「23,200」に、「23,200」を「23,300」に、「21,400」を「21,500」に、「23,200」を「23,300」に、「21,700」を「21,800」に、「21,200」を「21,300」に改め、同号オの表中「25,900」を「26,000」に、「17,700」を「17,800」に、「30,900」を「31,000」に、「25,700」を「25,800」に、「19,500」を「19,600」に改める。

第4条の表中「46,090」を「46,940」に、「2,120」を「2,150」に、「43,700」を「44,500」に、「1,930」を「1,960」に改める。

第5条第1号アの表中「109,700」を「110,200」に、「92,500」を「93,000」に、「79,500」を「79,900」に、「69,700」を「70,000」に、「67,000」を「67,300」に、「60,400」を「60,700」に、「59,400」を「59,700」に、「58,000」を「58,300」に、「57,000」を「57,300」に、「56,000」を「56,300」に、「57,400」を「57,700」に、「54,300」を「54,500」に、「53,800」を「54,000」に、「53,300」を「53,500」に、「52,900」を「53,100」に、「50,300」を「50,500」に、「50,600」を「50,800」に改め、同号イの表中「78,900」を「79,300」に、「66,500」を「66,800」に、「57,100」を「57,400」に、「50,200」を「50,400」に、「53,200」を「53,400」に、「47,900」を「48,100」に、「48,100」を「48,300」に、「46,900」を「47,100」に改め、同条第2号アの表中「49,900」を「50,100」に、「42,400」を「42,600」に、「36,600」を「36,700」に、「32,100」を「32,200」に、「28,600」を「28,700」に、「25,900」を「26,000」に、「24,000」を「24,100」に、「25,500」を「25,600」に、「23,600」を「23,700」に、「21,900」を「22,000」に、「22,700」を「22,800」に、「21,700」を「21,800」に、「20,500」を「20,600」に、「19,400」を「19,500」に、「18,500」を「18,600」に改め、同号イの表中「39,700」を「39,900」に、「41,200」を「41,400」に、「41,900」を「42,100」に、「42,500」を「42,700」に、「35,300」を「35,400」に、「30,300」を「30,400」に、「26,600」を「26,700」に、「28,500」を「28,600」に、「25,500」を「25,600」に、「27,400」を「27,500」に、「25,000」を「25,100」に、「26,500」を「26,600」に、「27,700」を「27,800」に、「28,800」を「28,900」に、「27,000」を「27,100」に、「28,000」を「28,100」に、「28,900」を「29,000」に、「29,700」を「29,800」に、「28,200」を「28,300」に、「30,300」を「30,400」に改める。

第6条の表中「54,280」を「55,280」に、「2,120」を「2,150

」に、「51, 640」を「52, 590」に、「1, 930」を「1, 960」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県告示第280号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款(平成23年熊本県告示第349号の14)の一部を次のように改正する。

- 第1条第5項中「定める」の次に「催告、」を加える。
- 第4条第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第52条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 第5条に次の2項を加える。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事に使用してはならず、第7条の2第1項中「下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)」の相手方を「下請負人」に改め、同条第2項を次のように改める。この条において前項の規定にかかわらず、受注者は、次各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることもできる。
- 2 (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次 の い ず れ け ん ば 工 事 の 施 工 が 困 難 と な る 場 合
ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人とする場合
イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認する場合
受注者が発注者に提出した場合
(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次 の い ず れ け ん ば 工 事 の 施 工 が 困 難 と な る 場 合
ア 当該社会保険等未加入建設業者が発注者が認める場合
イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求め、通知をした日から30日(発注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
第7条の2に次の1項を加える。
- 3 受注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げるとき又は同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかつたときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、当該確認書類の種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見する困難であった隠れた瑕疵(かし)を見ることが困難であったものに限る。)などに改める。
- 第22条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。
- 第27条ただし書、第28条第1項ただし書及び第29条第2項中「第50条第1項」を「第57条第1項」に改める。
- 第34条の見出し中「前金払」の次に「及び中間前払金」を加え、同条第3項中「10分の2以内の」の次に「中間」を加え、同条第5項中「前払金額」の次に「(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項、第7項及び次条において同じ。)」を、「で前払金」の次に「(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。)」を加える。
- 第36条ただし書を削る。
- 第41条の見出しを「(契約不適合責任)」に改め、同条第1項から第4項までを次のように改める。
- 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 第41条第5項及び第6項を削る。
- 第42条の見出しを「(発注者の任意解除権)」に改め、同条第1項を次のように改める。
- 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条から第45条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 第42条第2項及び第3項を削る。
- 第53条を第60条とし、第50条から第52条までを7条ずつ繰り下げる。
- 第49条に次の1項を加え、同条を第56条とする。
- 3 第1項の規定の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。
- 第48条第1項中「第44条の2」を「第45条」に改め、同条を第55条とする。
- 第47条第1項前段中「この契約が」の次に「工事の完成前に」を加え、同条第3項前段中「第34条の規定による前払金の次に「又は中間前払金」を、「当該前払金の額」の次に「及び中間前払金の額」の次に「又は中間前払金の額」の次に「及び中間前払金の額」を加え、同項後段中「受領済みの前払金額」の次に「及び中間前払金額」を加え、「第44条、第44条の2又は第45条の2第2項」を「第43条から第45条まで又は次条第3項」に改め、「余剰額に前払金」の次に「又は中間前払金」を加え、「第45条又は前条」を「第42条、第48条又は第49条」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「この契約が」を「この契約が工事の完成前に」に改め、同条第8項中「第44条、第44条の2又は第45条の2第2項」を「第43条から第45条まで又は次条第3項」に、「前2条」を「第42条、第48条又は第49条」に改め、同条に次の1項を加える。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
- 第47条を第51条とし、同条の次に次の3条を加える。
- (発注者の損害賠償請求等)
- 第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第43条から第45条までの規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第43条から第45条までの規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額とする。

6 第2項の場合(第44条第9号又は第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第53条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものときは、この限りでない。

(1) 第48条又は第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。(契約不適合責任期間等)

第54条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項の規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員等の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第46条の見出しを「(公共工事履行保証証券による保証の請求)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第43条各号又は第44条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

(4) 解除権

- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 第46条に次の2項を加える。
- 3 発注者は、前項の通知を代替履業者から受けた場合には、代替履業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。第46条を第47条とし、同条の次に次の3条を加える。
- (受注者の催告による解除権)
- 第48条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (受注者の催告による解除権)
- 第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第50条 第48条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- 第45条の見出しを「(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)」に改め、同条第1項を次のように改める。
- 第43条各号又は第44条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第43条又は第44条の規定による契約の解除をすることができない。
- 第45条第2項を削り、同条を第46条とする。
- 第45条の2を削る。
- 第43条を次のように改める。
- (発注者の催告による解除権)
- 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項に規定する主任技術者(監理技術者)を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 第44条の見出し中「の」の次に「催告によらない」を加え、同条各号列記以外の部分中「するときは、」の次に「直ちに」を加え、同条第1号から第6号までを次のように改める。
- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 第44条に次の5号を加える。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないのでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をして契約をした目的を達するに足りる履行が見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与している者）に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第48条又は第49条までの規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のうち、以下この号において同じ。）が次のいずれかにか該当するときは、受注者が法人である場合にはその役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負を締結する事務の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であるとき、受注者が法人である場合にはその役員等が、暴力団又は暴力団員に對して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約で相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第44条の2の見出しを削り、同条を第45条とする。

「債務負担行為に係る契約の特約条項」第2条の見出し中「前金払」の次に「及び中間前金払」を加え、同条第1項中「前金払」の次に「及び中間前金払」を加え、同条第2項中「前払金」を「前払金及び中間前払金」に改め、「第34条第1項」の次に「及び第3項」を加え、「前払金の」を「前払金及び中間前払金の」に改め、同条第3項中「前払金を」を「前払金及び中間前払金を」に改め、「前払金相当分」の次に「及び中間前払金相当分」を加え、「前払金の」を「前払金及び中間前払金の」に改め、同条第4項及び第5項中「前払金」の次に「及び中間前払金」を加える。

「債務負担行為に係る契約の特約条項」第3条第2項中「前払金の」を「前払金及び中間前払金の」に改める。

「債務負担行為に係る契約の特約条項」第4条中「第47条第3項」を「第51条第3項」に改める。

附 則
この約款は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県告示第281号

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
令和2年（2020年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款（平成23年熊本県告示第349号の15）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「指示、」の次に「催告、」を加える。

第4条第2項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第53条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第5条に次の2項を加える。

3 受託者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託者債権の譲渡については、第1項ただし書の承諾を受けなければならない。

4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けなければならず、またその用途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

第6条第1項中「第38条」を「第39条」に、「本条」を「この条及び第8条の2」に改める。

第8条の次に次の1項を加える。

(意匠の実施の承諾等)

第8条第2項に定める登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、委託者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受けるとともに、委託者から譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第51条を第59条とし、第50条を第58条とする。

第49条に次の1項を加え、同条を第57条とする。

3 第1項の規定の場合において、委託者は、相殺の充当期の順序を指定することができる。第48条第1項中「第43条の2」を「第46条」に改め、同条第56条とす。第47条第1項中「この契約が」の次に「業務の完了前に」を加え、「第35条」を「第36条」に改め、「第36条」に、「第44条から第46条までの又は第43条の2又は第44条第3項の規定による解除にあつては、」を「第38条」を「第39条」に、「第44条又は第45条の規定による解除にあつては、」を「第43条、第48条又は第49条の規定による解除にあつては、」に改め、同条第2項中「この契約が」の次に「業務の完了前に」を加え、「第35条」を「第36条」に、「第38条」を「第39条」に改め、同項後段中「第43条、第43条の2又は第44条第3項の規定による解除にあつては、」を「第44条から第46条までの又は第44条第3項の規定による解除にあつては、」に、「第44条又は第45条の規定による解除にあつては、」を「第43条、第48条又は第49条の規定による解除にあつては、」に改め、同条第3項前段中「この契約が」の次に「業務の完了前に」を加え、同条第4項中「この契約が」の次に「業務の完了前に」を加え、「第38条」を「第39条」に改め、「これらの物件」の次に「及び貸与品等のうち故意又は過失により返還が不能となつたもの」を加え、同条第5項第1号中「撤去費用等」を「撤去費用等」に改め、「第43条」を「第44条」に改め、同条第2項又は第44条の2第2項を「第44条から第46条」に改め、「第44条又は第45条」を「第43条、第48条又は第49条」に改め、「第43条、第43条の2又は第44条の2第2項」を「第44条」に改め、同条第3項に、「第44条又は第45条」を「第43条、第48条又は第49条」に改め、同条を第52条とし、同条の次に次の3条を加える。

(委託者の損害賠償請求等)

第53条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第44条から第46条までの規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条から第46条までの規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となつたとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額とする。

6 第2項の場合(第45条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受託者の損害賠償請求等)

第54条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求するとして委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第48条又は第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第34条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

第55条 委託者は、引き渡される成果物に関し、第33条第3項又は第4項(第39条において単に「引渡し」という。)の規定による引渡し(以下この条において「引渡し」という。)を受けた日から3年内でなければ、契約の不適合を理由とした履行の追完と請求、損害賠償の請求、代金が減額ない。契約の解除(以下この条において「請求等」という。)を請求することができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容が請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。第36項において「契約不適合責任期間」という。)の内契約不適合を知らず、その旨を定す委託者に通知した場合において、委託者が通知から1年を経過する日までに請求する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をする。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関する民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合を知ったときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができなからしめ、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらしこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第46条第1項ただし書中「第38条」を「第39条」に改め、同条第2項前段中「この契約が」の次に「業務の完了前に」を加え、「第38条」を「第39条」に改め、同条を第51条とする。

第45条の見出し中「受託者の」の次に「催告によらない」を加え、同条第1項各号列記以外の部分中「該当するときは、」の次に「直ちに」を加え、同項第3号を削り、同条第2項を削り、同条を第49条とし、同条の次に次の1条を加える。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第50条 第48条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第44条の2の見出しを「(受託者の催告による解除権)」に改め、同条第1項を次のように改める。

受託者は、この契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第44条の2第2項及び第3項を削り、同条を第48条とする。

第44条の見出しを「(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)」に改め、同条第1項を次のように改める。

第44条各号又は第45条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第44条又は第45条の規定による契約の解除をすることができない。

第44条第2項を削り、同条を第47条とする。

第43条の見出し中「委託者の」の次に「催告による」を加え、同条前段を次のように改める。

委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

第43条後段を次のように改める。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第43条第1号を次のように改める。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

第43条第3号を次のように改める。

(3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

第43条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第43条第7号を削り、同条を第44条とし、同条の次に次の見出し及び1条を加える。
(委託者の催告によらない解除権)

第45条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与している者であると認められる者により業務委託料債権を譲渡したとき。

(9) 第48条又は第49条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者（受託者が設計の共同団体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第43条の2の見出しを削り、同条を第46条とする。

第42条の見出しを「（委託者の任意解除権）」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

委託者は、業務が完了するまでの間は、次条から第46条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第42条第3項を削り、同条を第43条とする。

第41条の見出しを「（契約不適合責任）」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改める。

委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請

求することができず、減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の追完が不能であるとき。

- (1) 履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなれば契約を了した目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないのでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第41条第4項を削り、同条を第42条とする。
第40条第1項前段中「第35条」を「第36条」に、「第38条」を「第39条」に、「第33条」を「第34条」に改め、同条を第41条とする。

第39条第2項中「第33条」を「第34条」に、「第38条」を「第39条」に改め、同条を第40条とする。

第38条第1項中「第32条」を「第33条」に、「第33条」を「第34条」に改め、同条第2項後段中「第32条」を「第33条」に、「第33条」を「第34条」に改め、同条第3項前段中「第33条」を「第34条」に改め、同項後段中「第32条」を「第33条」に改め、同条を第39条とする。

第37条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第35条第4項ただし書中「第38条」を「第39条」に改め、同条を第36条とする。
第34条第1項中「第32条」を「第33条」に、「第38条」を「第39条」に改め、同条を第35条とする。

第33条第1項中「第2項」の次に「(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条を第34条とする。

第32条第5項後段中「前4項」を「全各条」に改め、同条を第33条とする。

第31条第1項前段中「第27条、第28条、第30条、第34条又は第40条」を「第25条、第28条、第29条、前条、第35条又は第41条」に改め、同条第2項ただし書中「前項」を「同項」に改め、同条を第32条とする。

第30条第1項中「不可効力」を「不可抗力」に、「第47条」を「第52条」に改め、同条第5項第1号中「受けた」の次に「業務の」を加え、同条を第31条とする。

第29条を第30条とする。
第28条本文中「第30条」を「第31条」に改め、同条を第29条とする。

第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。
第25条第2項ただし書中「第23条」を「第24条」に改め、同条を第26条とする。

第24条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第25条とする。

第23条に次の1項を加え、同条を第24条とする。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第22条の次に次の1項を加える。
(適正な履行期間の設定)

第23条 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

附 則

この約款は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

熊本県公告第195号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックスグリーンランド店
荒尾市荒尾字上府本道4186番1 外
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社
代表取締役 貞方 宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
(変更後) ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 3 届出年月日
令和2年(2020年)3月13日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
令和2年(2020年)3月31日から令和2年(2020年)7月31日まで

熊本県公告第196号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字平田字境1319番5の一部及び同1319番8
386.12平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡益城町大字安永479番22メルヘンハイツ201号
水村 倫佳

熊本県公告第197号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字杉ノ本3735番、同3736番1、同3736番3、同3743番、同3744番及び里道の一部
15,144.55平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目2番1号
有限会社ナイトウコーポレーション

熊本県公告第198号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4652番82
328.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡大津町大字引水685番地1ノブハウス大津505号
菅 邦彦

熊本県公告第199号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角2086番19の一部、同2086番142、同2086番145、同2086番146、同2086番149、同2086番152、同2086番153、同2086番289及び里道の一部
1,503.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区下江津五丁目13番12号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第200号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年（2020年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市北段原町96番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社NAKANO
- 3 道路の位置 宇土市北段原町字島ノ内191番1
- 4 道路の幅員 6.02メートルから6.04メートルまで
- 5 道路の延長 52.76メートル
- 6 指定年月日 令和2年（2020年）3月11日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第311号

熊本県公告第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字井手口117番4、同128番2及び同128番4
359.23平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区弓削一丁目17番8号コンフォート弓削102
森田 徹

熊本県公告第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字群前2397番1、同2397番6、同2397番7、同2397番8、
同2398番2、同2398番3、同2398番4及び同2398番5
1,591.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺六丁目10番14号シティハウス202号
株式会社ハウス

熊本県公告第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字辺田見字中道186番の一部、同187番1及び同212番並びに水路
3,751.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡御船町大字御船791番地
有限会社藤木屋

熊本県公告第204号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年（2020年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）	令和元年（2019年） 7月26日から 令和2年（2020年） 3月10日まで	高森町、南阿蘇村、山都町

熊本県公告第205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営甲島口地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和2年（2020年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営甲島口地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年（2020年）4月1日から令和2年（2020年）4月28日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第206号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和2年（2020年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アドバンス	菊池市旭志尾足	菊池市旭志新明字杉ノ上1022番ほか9筆
株式会社アドバンス	菊池市旭志尾足	菊池市旭志新明字梅ノ元1465番1ほか2筆
三池 政文	菊池市旭志伊坂	菊池市旭志伊坂字東原367番2ほか2筆
右田 松男	菊池市旭志川辺	菊池市旭志川辺字三赤迫1675番2
上田 光昭	菊池市旭志新明	菊池市旭志新明字保口842番
森 保春	菊池市旭志新明	菊池市旭志小原字古閑下771番1ほか2筆
齋藤 潤也	菊池市森北	菊池市旭志小原字拜高878番ほか12筆
株式会社鷹本農産	玉名市岱明町高道	玉名市滑石字二ノ割2840番ほか15筆
株式会社園田農園	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字東十町5306番ほか2筆
木村 寿男	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天字七ノ切7936番
大塚 良親	阿蘇郡南小国町満願寺	阿蘇郡南小国町大字満願寺字黒岩8865番ほか2筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）3月24日

熊本県公告第207号

熊本市に事務所を置く杉上土地改良区理事長から令和元年（2019年）9月30日付けで申請のあった定款の変更については、令和2年（2020年）3月23日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
令和2年（2020年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により阿蘇市から阿蘇都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第209号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字安永字下露込1014番、同1015番1、同1015番2、同1028番、同1033番1、同1033番2、同1034番1、同1034番2、同1035番1及び同1036番1
11, 142.36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡益城町大字安永字上露込1080番地
社会福祉法人慈光会

熊本県公告第210号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づき、熊本県保健医療計画の一部として熊本県医師確保計画及び熊本県外来医療計画を定めたので、同条第18項の規定により公示する。
なお、熊本県医師確保計画及び熊本県外来医療計画は、熊本県情報プラザ、熊本県健康福祉部健康局医療政策課及び各広域本部・地域振興局保健福祉環境部において縦覧に供する。
令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第211号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により同条第1項の生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。
令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
熊本県八代 第1617号	高尾 扶佐子 八代市泉町樅木23	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名及び住所に同じ
熊本県八代 第1618号	株式会社土井組 代表取締役 橋本 典和 八代市鏡町有佐226	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名及び住所に同じ

登 載 依 頼

熊本県病院局管理規程第3号

熊本県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和2年(2020年)3月31日

熊本県病院事業管理者 吉 田 勝 也

熊本県病院局組織規程の一部を改正する病院局管理規程
熊本県病院局組織規程(平成20年熊本県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表総務経営課長の専決事項中

「16 臨時的任用職員の任免に関すること。」

を

「16 地方公務員法第22条の2の規定による会計年度任用職員及び同法第22条の3の規定による臨時的任用職員の任免に関すること。」

に改める。

附 則

この規程は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

熊本県病院局管理規程第4号

熊本県病院局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和2年(2020年)3月31日

熊本県病院事業管理者 吉 田 勝 也

熊本県病院局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する病院局管理規程
熊本県病院局職員の職の設置に関する規程(平成20年熊本県病院局管理規程第4号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「熊本県病院局に属する職員の職」の次に「(非常勤の職(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。))を加える。

第2条第1項中「及び次条に規定する職の職員」を削る。

第3条を削る。

附 則

この規程は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

熊本県病院局管理規程第5号

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年(2020年)3月31日

熊本県病院事業管理者 吉 田 勝 也

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する病院局管理規程
熊本県病院局職員の給与に関する規程(平成20年熊本県病院局管理規程第5号)の一
部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 条例第27条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の額及び支給方法等については、この規程に定めるもののほか、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年熊本県人事委員会規則第6号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規程は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

熊本県病院局管理規程第6号

熊本県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年(2020年)3月31日

熊本県病院事業管理者 吉 田 勝 也

熊本県病院局職員就業規程の一部を改正する病院局管理規程
熊本県病院局職員就業規程(平成20年熊本県病院局管理規程第6号)の一部を次のよう
に改正する。

第19条を次のように改める。

(臨時的任用職員又は会計年度任用職員の就業に関する事項)

第19条 地方公務員法第22条の3第1項、育児休業法第6条第1項第2号若しくは熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員又は地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の就業に関する事項については、第2条から第18条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

熊本県監査委員告示第2号

熊本県監査委員監査規程を廃止する規程を次のように定める。

令和2年(2020年)3月31日

熊本県監査委員	濱	田	義	之
〃	竹	中	潮	
〃	岩	下	栄	一
〃	山	口	裕	裕

熊本県監査委員監査規程を廃止する規程
熊本県監査委員監査規程(昭和39年監査委員告示第1号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

熊本県監査委員告示第3号

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年(2020年)3月31日

熊本県監査委員 濱 田 義 之

//	竹	中	潮
//	岩	下	栄
//	山	口	裕

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程
 熊本県監査委員事務局処務規程（昭和39年監査委員告示第3号）の一部を次のように
 改正する。

第2条を次のように改める。
 （分掌事務）

第2条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員の秘書に関する事。
- (2) 監査委員会議に関する事。
- (3) 公印に関する事。
- (4) 文書の収発及び保存に関する事。
- (5) 職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (6) 事務局の予算及び経理に関する事。
- (7) 物品の管理に関する事。
- (8) 規程の制定及び改廃に関する事。
- (9) 監査に関する各種協議会その他関係団体との連絡に関する事。
- (10) 監査基準の総括に関する事。
- (11) 監査計画に関する事。
- (12) 一般会計、特別会計及び公営企業会計の定期監査、事務の執行監査、随時監査、
現金出納検査及び決算審査に関する事。
- (13) 県が財政的援助を与えている団体の監査に関する事。
- (14) 県が受益権を有する不動産の信託団体及び施設の管理委託団体の監査に関する
事。
- (15) 基金の審査に関する事。
- (16) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査に関する事。
- (17) 事務的的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の審査に関する事。
- (18) 一定数の連署による選挙人の請求監査に関する事。
- (19) 議会の請求監査に関する事。
- (20) 議会からの送付を受けた請願の処理に関する事。
- (21) 知事の要求に基づく監査に関する事。
- (22) 指定金融機関等の公金の収納及び支払いの事務についての監査に関する事。
- (23) 住民の監査請求に関する事。
- (24) 知事の要求に基づく職員の賠償責任に関する事。
- (25) 監査結果の提出及び公表に関する事。
- (26) その他の事務の処理に関する事。

附 則
 この規程は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。